オルタナティブ提言 分野別 「脱成長経済と環境について 」 2010年7月5日 山浦康明

2010年11月に横浜で開かれるAPEC(アジア太平洋経済協力)会議において、日本が議長国として、3つの柱からなる「横浜目標」を策定しようとしている。1)は「成長戦略の策定」、2)は「地域経済統合」、3)は「人間の安全保障」である。94年に採択した「ボゴール目標」では、「自由で開かれた貿易・投資の実現」を掲げ先進国の日本などは今年その目標の期限を迎える。そして2020年までにFTAAP(アジア太平洋地域の自由貿易圏)を構築したい、としている。また、2008年の経済危機をふまえ、このAPEC会議においては技術革新をテコに新産業を育成すること、温暖化対策などで持続可能性を求めること、地域間の不均衡を是正することなどが、掲げられている。

しかしこうした目標ではアジア太平洋の人々、日本の消費者市民はその豊かさを実感することはできないだろう。以下、4点にわたって問題点を検証してみる。

(1)消費を問い直す

リーマンショック(2008年9月)によって、マネーゲームの幻想はいっきに消滅した。米国発のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が世界を駆け巡り、新自由主義の経済政策が破綻したことも自明となったのである。各国はケインズ主義にもどり、財政出動をおこない、かろうじて経済回復をはかったが、今度はギリシャ国債問題に象徴される、国の財政危機に端を発したあらたな危機を生み出した。こうした中で、世界に偏在している富は一部が投資マネーとなり、株式、国債、金、原油などに投資され、金価格や原油価格の高騰を招いている。日本においては経済の回復は未だ実感されず、雇用環境の悪化が続いている。背景には日本の潜在的な財政危機はより深刻であることがある。09年度年間予算約90兆円のうち借金にあたる国債が53兆円にものぼり、これまでの国の累積国債発行額や買入金は880兆円以上にもなるなど、深刻な財政運営が続いており、この点からも経済の明るさは実感しえない。消費は依然として低迷を続け、小売価格のデフレスパイラルが拡大している。

消費者問題としてこうした事態をとらえた場合、次のような問題点が浮かび上がる。すなわち、マネー資本主義といわれるような経済システムに対して、国や国際協議(G20、G8、G7、APECなど)、国際機関(世界銀行、IMFなど)が金融規制を厳しく行う必要があるが、その実効性が未だ確保されていない。先進各国ではこの間金融機関に対し国の財政支援が行われ何十兆円もが投入された。また金融危機がもたらした経済危機に対しても多額の財政資金が大企業を中心に投入されてきた。これは納税者としての立場として納得できる財政運営ではない。またマネーゲームを生み出した仕組みそのものを見直す必要があるが、金融規制に関しては実効性ある制度改革が行われていない。すなわち、銀行の自己資本比率を増加させること、役員報酬を個別開示させること、危機対応にあてるコストを銀行から徴収する「負担金」の制度を作ること、他人資本を流用できる「レバレッジ」制度を規制すること、タックスへイブン(租税回避地)が多国籍企業の租税を回避したり、ヘッジファンドの拠点となったりしてマネーゲームの舞台となったことからタックスへイブンを規制・撤廃することなどを行い、税負担の公平性を確保し、マネーゲームの停止を

求めることが必要である。2008年に世界に拡大した金融危機はその後2009年から実体経済にまで危機をもたらし、雇用の危機、消費の低迷を生み出した。しかし、労働者(正規、非正規)、野宿者、をはじめ一般市民に対するセーフティネットの仕組みづくりには十分な予算が向けられていない。総じて、消費者はタックスペイヤーとして、国の財政支出を監視することが必要である。G20、APECでの議論でもこうした問題意識はまったくない。

(2) 経済的豊かさを問い直す

かつて「消費は美徳」という言葉がもてはやされ、大量消費社会が豊かさの象徴であった。しかし、年間約500兆円の日本の国民総生産(GDP)を唯一の経済指標とするのでは、暮らしの豊かさを本当に考えることにはならない。どのような産業構造が私たちにとって望ましいものかを国民的に議論し、その実現をはからなければならない。その際、次のような点を考慮する必要がある。

- 1)環境に配慮した持続可能な生活のあり方を求め、産業構造を問い直す。ベーシックインカムの提言をはじめ生存権を保証する社会のセーフティネットの構築がまず必要である。
- 2) 生産の拡大、消費の拡大はエネルギーや資源の浪費に結びつき、また廃棄物を大量に生み出すという認識を持つ必要がある。
- 3) 貿易の拡大が人々の生活の豊かさにつながるという、比較優位論に基づく国際分業論は、GATTウルグアイラウンド合意の結果、先進国である農産物輸出国や多国籍企業だけが利益を得、途上国およびその国の農民が窮乏化するなど、経済のグローバリゼーションがもたらす経済格差などをみれば、多くの問題があることが明らかととなった。
- 4)総じて消費者は消費させられるという受身の立場を見直し、消費し、生活する視点から流通や生産を問い直し、国や国際機関の産業構造の理念を組換えていく積極的な役割をはたさなければならない。

(3) WTO農業交渉の問題点

WTOの自由貿易論は食糧過剰を前提とした自由化論、国際分業論であり、これはもはや破綻している。構造改革路線や、自由化万能論は、ガットUR合意の結果を見ても、あるいはWTOが発足してからの自由化の流れを見ても、まったく説得力のないものになっている。消費者としては、農産物貿易の拡大を進めていこうといった、APEC、G20の方向性は認められないという立場で運動していく。それとともに日本国内における農業を重視する、その際には環境に配慮した有機農業の振興発展を進めながら地産地消の展開をする、そういった考え方を機軸に据えた考え方を農家と一緒に考えていく運動を展開する必要がある。

食の安全をめぐっては、1995年のWTO発足以来、SPS協定(衛生と植物防疫のための措置に関する協定)が非常に強力な権限をもってきている。SPS協定では、コーデックス委員会(国連のFAOとWHOの合同委員会)でつくられた安全評価の基準が世界基準になって、各国でこれより厳しい基準をつくる場合は科学的に反証しなければならない。またOIE(動物の病気を考える国際機関)が、BSE問題を検討する際、アメリカの基準がOIE 基準になっている。日本などのBSE対策は厳しすぎるということで、もし国際紛争になった場合には、日本が敗訴する可能性が非常に高い。

またIPPC(国際植物防疫条約)事務局が空港や港での検疫ルールを国際的に統一化しよう

としているが、ハーモナイゼーションの名の下に貿易促進のルールが先行し、安全性や検 疫ルールの合理化が進む。

このように国際機関が作成する基準について、その貿易促進的側面ばかりが強調されることに対し、消費者は監視し、対案を提示し厳しい国際基準作りを行っていく必要がある。

- (4) APECやG20での経済回復をめぐる議論では、経済活動と地球環境問題に関しては、地球温暖化問題が中心となって議論され、そのための対策も講じられようとしている。この問題ではまた、経済危機に対する処方箋として、グリーンエコノミーが強調され、「持続可能な生産構造」を旗印にあらたな産業を興すことによって経済の活性化をはかろうとすることに繋がっている。しかし経済成長を前提とし、あらたな利益を奪い合う構造は次のようなあらたな問題を生じさせる。
- 1) グリーンニューディールのエネルギー戦略
- ・原子力発電はクリーンエネルギーではない。

「地球温暖化対策基本法案」が2010年3月12日に閣議決定され、政府は原子力発電をクリーンエネルギーと位置づけ、産業政策としても重視している。しかしこれには多くの問題点がある。原子力発電はなんといっても事故に伴う環境汚染、人体に与える被害が問題である。その施設建設、施設廃棄を考えると、大量のエネルギーを使い環境悪化をもたらすことも指摘されている。今、景気対策という位置づけも得てアジア諸国をはじめ海外に日本企業による原子力発電所の建設が計画されているが、問題が拡大するばかりである。

エネルギーに関しては新たなエネルギー源の生産が企画されている。金融・経済危機のおり、米国政府によって、エネルギー・食料戦略としてバイオ燃料が注目されてきたが、日本においてもこれから新エネルギーとして生産・消費の拡大が図られようとしている。しかしこれも様々な問題点をはらんでいる。

バイオエネルギーのうち、バイオエタノールはアルコールであり、米国ではトウモロコシを原料に、ブラジルではサトウキビを原料に作られている。糖分やセルロースを効率的に発酵させるために遺伝子組換え技術が用いられる。もうひとつのバイオディーゼルは菜種、大豆、パームヤシから作られる。これらの作物の作付け拡大は米国の耕地を占有し、ブラジルやマレーシアの熱帯雨林を破壊し、直接的・間接に食料生産を脅かし、サブプライム危機のおりの穀物高騰の要因ともなった。

大規模な自然エネルギー利用も環境破壊を生じる。

太陽光発電や風力発電においても巨大システムとなると問題が生じる。太陽光発電ではこのシステムが寿命に達したとき、膨大なゴミが発生する。風力発電も巨大化すると、周囲の環境・生態系への悪影響、低周波公害などの健康被害を招く。

環境との共生を考える新規技術を利用する際にも、小規模であること、地域社会での合意が得られることが重要である。

2) 開発が種の多様性に悪影響を及ぼしてきた。その度合いは近年、深刻化している。 1992年に成立した国連の「生物多様性条約」締約国会議(COP10会議)が2010年10月、 名古屋で開かれる。この会議では、希少生物の保護、生物多様性の確保が重要なテーマと なる。 生物多様性条約では、希少生物の保護をはかり生態系の保全を図ることと並んで、遺伝資源から得られる利益配分問題も課題となる。すなわち遺伝資源が資源として捕えられ、その遺伝子を用いて開発した新品種や医薬品が特許対象として保護され、企業が独占的な利益を上げている。この特許を認める考え方に対し、自家採取によって従来の種子を守ろうとする農家、特許侵害で訴えられた農家などが、ABS(Access and Benefit-Sharing)をキーワードに、この会議で、多国籍企業の種子支配に待ったをかけようとしているのである。3)バイオテクノロジーが食品にも応用され、新規食品や新規生物体が市場化され、国境を超えて環境汚染を引き起こしている。

2000年に採択された国連の「バイオセーフティ議定書、別名カルタへナ議定書」締約国会議(MOP5会議)が2010年10月、名古屋で開かれる。

この会議では、遺伝子組換え技術は種の壁を越えて遺伝子を移すものであり、これは特別に規制しなければならないために「カルタヘナ議定書」が作られた。議定書第8条では遺伝子組換え作物の輸出国に情報の正確さを確保するための法制定を求め、また、輸入国には国内規制を求めている。日本は2003年にカルタヘナ国内法を制定したが、まったくのザル法である。

議定書第27条では、遺伝子組換え作物を輸出し、環境などに悪影響を及ぼした時の責任のあり方と修復の方法、賠償責任の方法などを確定することが名古屋で議論される。これについては、議定書が明示している「予防原則」の立場に立つこと、汚染者負担の原則に立つこと、開発企業の責任を問う仕組みを作ることなどが求められる。

*このように経済成長や貿易自由化を無前提に是とする論理に換えて、消費生活や労働、 農業の現場から必要なルールを市民・労働者・農民たちが自分たちで考えることが必要と なってきた。

以上